

差し替え

首 22-2-10-2

「首都直下地震動情報の利用促進に関する作業部会」に関する内規（案）

平成23年2月21日制定

（趣旨）

第1条 この規則は、「首都直下地震防災・減災特別プロジェクト：サブプロジェクト①首都圏周辺でのプレート構造調査、震源断層モデル等の構築等」（以下「本プロジェクト」という。）の研究成果を踏まえた「首都直下地震動情報の利用促進」を効果的に推進するため、首都直下地震防災・減災プロジェクト研究運営委員会（以下、「研究運営委員会」という。）の下に置く、「首都直下地震動情報の利用促進に関する作業部会」（以下「作業部会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（目的）

第2条 作業部会は、首都直下地震動情報の利用促進に関する重要事項を検討し、関係研究機関（者）および有識者間の連携を緊密にし、もってその有効な推進を図ることを目的とする。

（任務）

第3条 前条に定める目的を達成するため、作業部会は、次の各号に掲げる事項について検討し、決定する。

- （1）首都直下地震動情報の利用促進に関わる作業計画
- （2）その他、作業部会の推進に関わる事項

（構成）

第4条 作業部会の委員は、次の各号に掲げる者の中から、研究運営委員会委員長が、研究運営委員会に諮って定める。

- （1）本プロジェクトに参加する者若干名
- （2）上記以外の有識者若干名
- 2 必要に応じて、専門委員の参加を認める。専門委員は、委員と連携して作業部会の成果のとりまとめに必要な研究事項について専門的知識の提供を行う。
- 3 必要に応じて、オブザーバーの参加を認める。

（主査）

第5条 作業部会に主査を置く。

- 2 主査は、研究運営委員会委員長が、作業部会の委員の中から、研究運営委員会に諮って定める。

3 主査に事故あるときは、あらかじめ主査の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 作業部会は、必要に応じ、主査が招集する。

(庶務)

第8条 作業部会の事務は、地震研究所において処理する。

(作業部会の期限)

第9条 作業部会の期限は本プロジェクトの終了までとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、作業部会の運営に関して必要な事項は、作業部会の定めるところによる。

附 則

1. この規則は、平成23年4月1日から施行する。

首都直下地震動情報の利用促進に関する作業部会の構成

○委員

1. 首都直下地震防災・減災特別プロジェクトの研究者

東京大学地震研究所 教授	平田 直 (研究代表者)
東京大学地震研究所 教授	瀨瀬 一起 (サブテーマ4 統括)
東京工業大学 教授	翠川 三郎
東京大学地震研究所 助教	三宅 弘恵
東京大学地震研究所 特任研究員	増田 徹

2. 有識者

東京工業大学建築物理研究センター 教授	和田 章 (主査)
独立行政法人建築研究所 構造研究グループ長	飯場 正紀
東京理科大学 教授	北村 春幸
東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 教授	久保 哲夫
社団法人日本建築構造技術者協会 副会長	伊藤 優
社団法人日本免震構造協会	北村 佳久

○専門委員

株式会社小堀鐸二研究所	小鹿 紀英
大成建設株式会社	篠崎 洋三
清水建設株式会社	島崎 大
株式会社日建設計	常木 康弘
株式会社竹中工務店	中井 政義
日本設計株式会社	人見 泰義
株式会社大林組	山中 昌之

○オブザーバー

国土交通省住宅局建築指導課 課長補佐	松井 康治
国土交通省国土技術政策総合研究所建築研究部構造基準研究室長	小豆畑 達哉
文部科学省研究開発局地震・防災研究課 課長補佐	佐藤 政文 (委託元)
東京大学地震研究所 准教授	酒井 慎一 (事務局)

制定理由

文部科学省は、平成19年度より首都直下地震防災・減災特別プロジェクトを開始し、防災・減災に資する研究を推進してきた。特にそのプロジェクト内に設けられた「首都圏でのプレート構造調査、震源断層モデル等の構築等」のテーマでは、首都圏に設置した稠密地震観測網による調査観測や地下構造モデルの構築により首都圏直下で発生する地震像に迫りうる研究成果を得ることができた。そこで、これらの成果を利用し、産学官各分野における防災関係者による議論を踏まえて、国民の安全・安心を確保するための効果的な首都直下地震対策を検討・提案することが強く求められている。

このような背景から、本プロジェクトで明らかになった南関東で発生が予想されるマグニチュード7クラスの地震の震源位置・深さ・規模等の情報を理学分野の視点で取りまとめると同時に、その研究成果を踏まえた防災対策を今後推進する上で現状の課題抽出と各分野の利用者の視点で利便性の高い地震動情報の取りまとめを行い、首都直下地震動情報の利用促進を進めていくものである。

これを受け、首都直下地震動情報の利用促進を効果的に推進するため、首都直下地震防災・減災プロジェクト研究運営委員会に作業部会を設置することとし、首都直下地震動情報の利用促進に関する作業部会に関する内規を制定しようとするものである。